

料金改定に伴う定期券/回数券の過渡的取り扱いについて

標記につきまして、過渡的取り扱いを含めまとめておりますのでご確認ください。

記

- ◎定期券の取り扱いについて
- ・令和8年8月31日までは旧料金（継続購入者に限る）での購入可。
 - ・令和8年9月1日以降は新料金（新規購入者対象）でのご購入。

◎回数券の過渡的取り扱いについて

今回の料金改定に伴い、現在発売しております旅客/車輛回数券については2027年（令和9年）3月31日までの利用期限とし、それ以降についてはご利用・払い戻しは行いませんのでご注意ください。

団体添乗員・バスガイド・通訳ガイドの運賃について

標記につきまして、各取り扱いの変更がございますので、下記をご確認ください。

記

運用開始：令和8年9月1日（火）より

A・B→変更なし			
A添乗員	1名	2人目から	証明
8名以上の場合	無賃	半額	①社員の方…名刺 又は ②名札の提示 又は ③旅程管理者証の提示
7名以下の場合	半額	割引なし	

Bバスガイド	1名	2人目から	証明
8名以上の場合	A添乗員と同様		特になし。
7名以下の場合			

【令和8年9月1日改定】			
C通訳ガイド	1名	2人目から	証明
8名以上の場合	無賃	半額	①名刺 又は ②名札の提示
7名以下の場合	半額	割引なし	

※①添乗員/③通訳ガイドについては、身分の証明が出来るものの提示（名刺があれば回収）の義務付けをお願いします。
万が一、証明できるものがない場合は”正規料金”の収受をお願い致します。